

鶴山ジュニアサッカークラブ定款

第一章 総 則

- 第一条
(名称) 本クラブは、鶴山ジュニアサッカークラブという。
- 第二条
(事務所) 本クラブは、事務所を津山市椿高下 41 国出啓介方におく。
- 第三条
(目的) 本クラブは、サッカーを愛好する少年少女に、サッカーの本質を指導することにより、心身を鍛錬し人間性を陶冶し、スポーツマンシップの理解に務め規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を育成し、次代をになう少年少女の健全育成を図ることを目的とする。
- 第四条
(事業) 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 鶴山ジュニアサッカークラブの運営
(2) 会員によるチームの編成と試合出場
(3) 津山市およびその周辺における少年ならびに女子サッカーの普及
(4) 諸地域との交流ならびに親善
(5) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

- 第五条
(会員) 本クラブの会員は、次の2種類とする
(1) 正会員 本クラブに加入しクラブの目的達成、維持発展を志す個人
(2) 協賛会員 本クラブの目的に賛同し、クラブの維持発展に協力しようとする個人および事業所、団体
- 第六条
(会費) 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 第七条
(入退会) 会員として入会しようとする者は、入会申し込み書に定める入会金を添えて、会長に申し込まなければならない。
会員が退会するときは、書面で会長にその旨を届け出なければならない。
個人会員が死亡した時、または事業所、団体が解散した時は、退会したものとみなす。
- 第八条
(除名) 会員に次の各号に該当する行為があったときは、理事会において出席理事の、3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。
(1) 会費を1年以上納入しないとき。
(2) 本クラブの名誉を棄損したり、著しく秩序を乱したとき。(懲戒会員除名)
(3) 特別な理由がないにもかかわらず、会員としての活動が長期にわたってなされなかったとき。
- 第九条
(会費等の不返還) 中途退会したり除名された会員が、既に納入した入会金や会費等は、これを返還しないものとする。

第三章 役員および顧問

- 第十条
(種別) 本クラブに次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 理事長 1名
(4) 常任理事若干名
(5) 事務局長 1名
(6) 会計 1名
(7) 監査 1名

- 第十一条 (選任) 本会の役員の選出は、次のとおりとする。
(1) 会長・副会長・理事長・事務局長・会計・監査は、総会において選出する。
(2) 常任理事会は、理事会の互選とする。
(3) 理事は、各学年において別に定める申し合わせ事項により選出し、総会の承認を得るものとする。
- 第十二条 (職務) 会長は、本クラブを代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
事務局長・会計は、日常の事務を処理する。
理事長は、会務を執行する。
監査は、本クラブの事業ならびに会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第十三条 (任期) 各役員の任期は、1年とし再選を妨げない。
辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者が、その職務を行わなければならない。
- 第十四条 (解任) その地位にふさわしくない行為を行った役員は、総会の決議により、解任することができる。
- 第十五条 (報酬) 役員は、無報酬とする。ただし指導者は、予算の定めるところにより指導費を、受けることができる。
- 第十六条 (顧問) 本クラブに、顧問若干名を置くことができる。
顧問は理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第四章 会 議

- 第十七条 (種別) 会議は、総会及び理事会とし総会は通常総会及び臨時総会の二種類とする。
- 第十八条 (構成) 総会は、正会員・協賛会員をもって構成する。
理事会は、理事をもって構成する。
- 第十九条 (権能) 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承諾
(3) 入会金及び会費の額の決定
(4) その他、本クラブの運営に関する重要な事項
理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。
(1) 総会の決議した事項の執行
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他、総会の決議を要しない会務の執行
- 第二十条 (開催) 通常総会は、毎年5月に開催する。
臨時総会は、次の各号の場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員・協賛会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面による開催の、請求があるとき。
理事会は、随時開催する。

- 第二十一条 (招集) 総会は、会長が招集する。
会長は、前条第2項の場合には、請求の日から20日以内に招集しなければならない。
総会を、招集するには会議の日時場所及び目的たる事項を記載した書面を少なくとも7日前までに、正会員・協賛会員に送付しなければならない。
- 第二十二条 (定足数) 理事会は、会長が招集する。
会議は、構成員の3分の1以上の出席（委任出席も含む）がなければ、開会することができない。
- 第二十三条 (決議) 会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第二十四条 (議事録) 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
(1) 会議の日時及び場所
(2) 構成員の現在数
(3) 出席した会員の数及び理事の氏名（委任出席者を含む）
(4) 決議事項
(5) 議事の経過及び要領ならびに発言者の発言要旨
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
議事録には、議長及び出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第五章 委員会

- 第二十五条 (委員会) 本クラブは、事業遂行のためにひつような委員会をもうけることができる。
委員会の種類、構成及び職務内容は、理事会が定める。

第六章 会 計

- 第二十六条 (予算及び決算) 本クラブの予算は、総会の決議により定め収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に監査を経て、総会の承認を得なければならない。
年度開始前に予算が成立しないときは成立する日まで前年度予算を施行する
前項による収支は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 定款の変更

- 第二十七条 (定款の変更) この定款は、総会において決議を得なければ変更することができない。

付 則

- (1) 本クラブの、正会員・協賛会員並びに役員にたいする慶弔費は、一銭等以内とし、一律5千円とする。
- (2) 本クラブに加入するのに経済的事情のあるものについては、入会金・会費等を理事会に於てそのつど定めることが、できる。
- (3) 各試合等の選手運搬については、本クラブ所有の車両にて行う事。
それ以外のものについては、本クラブにおいては、責任は無いものとする。

※この定款は、平成27年 5 月9日通常総会により変更施行する。